# 行政経営会議 事案書

開催日:令和5年10月25日(水)

担当課:下水道,河川施設課

件 名: 汚泥有効利用施設の整備方針について

提出理由:汚泥有効利用事業の実施及び、「大和市PFI等の公民連携手法導入方針」に基づき汚泥

有効利用施設建設の採用手法について了承を得るため

### 内容:

# 1. 背景等

- ・現在、下水処理にて発生する下水汚泥は北部浄化センターに設置した汚泥焼却設備で焼却減量化を行い、焼却灰は建設資材原料として有効利用している。
- ・汚泥焼却設備は本市ストックマネジメント計画に定める目標耐用年数 15 年のところ、1 号炉は 31 年 (炉体 18 年)、2 号炉は 26 年経過し、近年、故障が多発し、施設補修等の維持管理費用が増大していることから、令和元年度から改築更新の検討を行った。
- ・検討を進める間、国において脱炭素化に向けた 取り組みが加速し、本市では令和4年4月に改 定した「大和市地球温暖化対策実行計画」の中 で、下水処理・下水汚泥焼却の設備更新にあた っては温室効果ガス排出量の少ない設備とす るなど、脱炭素を図ることを掲げている。
- ・そのような中、本年3月には国から発生汚泥等 の処理に関する基本的考え方の通達があり、焼 却炉を更新する際は汚泥有効利用施設の検討 が必須とされた。

# 2. 汚泥有効利用施設建設の基本的な考え方

- ・本市の下水道事業において 2050 年のカーボン ニュートラルの達成に向けては、単純な焼却炉 更新以外の方策をとる必要がある。
- ・そのため、従来の焼却処理と比較して温室効果 ガスの大幅な削減につながり、さらに汚泥を燃 料化・肥料化することができる汚泥有効利用施 設の建設を進めていく。

## 3. 汚泥有効利用施設の計画概要(案)

・建設場所:北部浄化センター

- ・建設設備
  - (1) 汚泥消化設備
  - (2)消化ガスホルダ
  - (3) 汚泥炭化、乾燥設備
  - (4)地域バイオマス受入設備
  - (5)消化ガス発電設備
  - (6)付帯設備

#### 経 過

R 元~ 汚泥焼却設備の改築更新検討開始 R3.6 国「地球温暖化対策計画」の改定

R4.4 「大和市地球温暖化対策実行計画」の改定

R4 年度「汚泥処理施設検討業務委託」実施

## 4. 施設の建設に伴う採用手法

- ・汚泥有効利用施設の新設にあたり補助金を受けるためには、公民連携手法いわゆる PPP/PFI 手法 (コンセッション、PFI、DBO、DB 等を言う。)で実施することが交付要件となっている。令和4年度に行った導入可能性調査においては、DBO 方式(設計、建設、運営)と従来型 PFI 方式(民間資金調達、設計、建設、運営)が適用可能な手法とされ、この2つの手法について検討を行った。
- ・その結果、費用総額はいずれの手法も市が設計 等を全て実施する従来手法と比較して減額す ると見込まれる。また、本事業に対する適性の 評価では、DBO 方式では事務の簡素化により事 業開始までの期間短縮が図られるメリットが ある一方、従来型 PFI 方式においては、本事業 のように収益性が低い事業では民間資金調達 による資金回収等のメリットが享受できない。
- ・これらを踏まえ、採用手法は、北部浄化センターの包括委託と合わせた DBO 方式を採用したい。

## 5. 事業の進め方

- ・令和6年度は発注支援業務の委託により、要求 水準書(案)やリーガルチェックといった公募 資料の作成を行う。
- ・令和7年度は要求水準書(案)の公表と合わせ アドバイザリー業務の委託により、公表に伴う 質疑に対する回答、要求水準書等を含めた募集 要項(案)の改定等を行い、プロポーザル選考 により優先交渉事業者を決定する。
- ・令和8年度は優先交渉事業者との契約を行い、 汚泥有効利用施設の建設事業に着手する。
- ・なお、建設した設備の稼働については、最短で 令和12年度と見込んでいる。

#### 今後の予定

R5 関係課職員を構成員とする勉強会の開催

R6 公募資料の作成

R7 事業者の選定

R8 契約、建設事業着手

R12 以降 設備の稼働開始